

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 森林田園整備課
委託業務番号	令和4年度 森田委第38号
委託業務名称	伊香地域林道維持管理業務委託
委託業務場所	長浜市余呉町文室 外
業務の概要	委託路線:【余呉地区】 余呉塩津線、摺墨小谷線、池原文室線、池原小谷線、 太田谷線、東野中之郷線 【木之本地区】横山岳線、サソラ線、東風谷線、虫丸線 【西浅井地区】大浦 委託内容:除草作業、土砂撤去、路面復旧、倒木処理等
履行期間	令和4年5月26日 から 令和4年11月30日 まで
契約年月日	令和4年5月25日
契約額(税込)	3,088,800円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市木之本町黒田1015番地 [商号又は名称] 長浜市伊香森林組合
契約相手方の選定理由	林道は山間地にあることから、復旧を行う上で、林道やその周辺の状況をしっかりと把握している必要があること、落石や崩土、倒木などのリスクがあり、林道通行の安全を確保するため、適切に維持管理を行う必要がある。 長浜市伊香森林組合は、公共的団体に該当することや、年間を通じ環境保全パトロール及び、林道・作業道の巡視を実施すると共に、日常的に森林整備の業務を行う中で、当該林道を通行し、状況の把握を随時行えること、林業者、森林所有者と情報交換を常に行っていることから、主要な林道以外の状況も把握しており、即時の対応が可能であることから、当該団体に委託する。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸 (1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。